

# 北海道行政不服審査会運営要綱

## 目次

### 第1章 総則（第1条－第4条）

### 第2章 調査審議等の手続（第5条－第25条）

### 第3章 補則（第26条－第31条）

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この要綱は、行政不服審査法施行条例（平成28年北海道条例第9号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、北海道行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （会議の招集等）

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、期日及び議案を委員及び第8条第2項の規定による指名を受けた専門委員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

2 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の会議以外の方法による審議を行うことができる。この場合において、会長は、当該審議の結果について、次の会議に報告しなければならない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

##### （除斥の手続）

第3条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、審査会の審議に加わるることができない。

- (1) 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- (2) 審査請求人又は参加人
- (3) 審査請求人又は参加人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- (4) 審査請求人又は参加人の代理人
- (5) 前2号に掲げる者であった者
- (6) 審査請求人又は参加人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (7) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第13条第1項に規定す

る利害関係人（参加人を除く。）

2 第8条第2項の規定により指名する専門委員は、前項各号のいずれかに該当する者以外の者でなければならない。

3 会長は、第8条第2項の規定により指名した専門委員が第1項各号のいずれかに該当すると認める場合には、当該専門委員の指名を取り消さなければならない。

（除斥事由に準ずる事情等がある場合の手続）

第4条 委員は、自らについて、前条第1項各号に規定する場合に準ずる事情がある場合、審査請求人又は法第13条第1項に規定する利害関係人との間に取引関係又は委任契約関係がある場合その他の審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料する場合には、審査会の承認を得て、回避することができる。

2 第8条第2項の規定により指名された専門委員は、自らについて、前項に規定する事情があると思料する場合には、会長に対し、その旨を申し出なければならない。

3 会長は、前項の規定による申出を受けた場合において、審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれがあると認めるときは、当該申出に係る専門委員につき、前条第3項に準じた措置をとるものとする。

## 第2章 調査審議等の手続

（諮問の方法）

第5条 法第43条第1項の規定による諮問（以下「諮問」という。）は、次の各号に掲げる事件の区分に応じ、当該各号に定める諮問書により行うものとする。

(1) 処分についての審査請求に係る事件 別記様式第1号の1の諮問書

(2) 不作為についての審査請求に係る事件 別記様式第1号の2の諮問書

（諮問書の添付資料）

第6条 諮問書には、法第43条第2項の規定により審理員意見書及び事件記録の写しを添付するほか、次に掲げる資料を添付するものとする。

(1) 事件記録の写しにつき法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面（当該事件記録の写しに含まれる提出書類等に係る法第38条第1項の規定による閲覧若しくは交付の求めに関する書類又は当該提出書類等の閲覧若しくは交付の求めについて提出人がその意見を記載した書類がある場合には、それらを添付するものとする。）

(2) 諮問説明書（裁決（法第46条第2項各号、第47条各号又は第49条第3項各号に規定する措置を含む。）についての知事（審査庁）の考え方及びその理由を記載した書面をいう。以下同じ。）

(3) 審査請求人が総代若しくは代理人を選任している場合、参加人がいる場合又は参加人が代理人を選任している場合には、当該選任又は参加を示す書面の写し

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる審査請求に係る事件の区分に応じ、諮問書に、当該各号に定める資料を添付するものとする。ただし、当該資料が事件記録に含まれている場合は、この限りでない。

(1) 処分（口頭でした処分及び事実上の行為を除く。）についての審査請求に係る事件  
当該処分の決定通知書の写し（当該処分が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われたものである場合又は北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われたものである場合にあっては、これに相当する電磁的記録又はそれを用紙に出力したもの）

(2) 法令に基づく申請に対する処分についての審査請求に係る事件 当該申請の申請書の写し（当該申請が情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われたもの又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われたものである場合にあっては、これに相当する電磁的記録又はそれを用紙に出力したもの。第4号において同じ。）並びに当該処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号ロ及び北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号）第5条第1項に規定する審査基準（第4号において単に「審査基準」という。）

(3) 行政手続法第2条第4号及び行政手続条例第2条第6号に規定する不利益処分についての審査請求に係る事件 行政手続法第2条第8号ハ及び行政手続条例第12条第1項に規定する処分基準

(4) 不作為についての審査請求に係る事件 当該不作為に係る処分についての申請の申請書の写し並びに当該処分に係る審査基準並びに行政手続法第6条及び行政手続条例第6条に規定する標準処理期間

(諮問の取下げ)

第7条 諮問に係る審査請求の取下げがあった場合における当該諮問の取下げは、別記様式第2号の1の書面により行うものとする。

2 諮問の後に、法第43条第1項第6号から第8号までに該当することとなった場合における当該諮問の取下げは、その旨及び理由を記載した別記様式第2号の2の書面によるものとする。

(専門委員の関与)

第8条 審査会は、審査請求に係る事件の事実関係若しくは争点を明瞭にし、又は調査審議の円滑な進行を図るため必要と認めるときは、専門委員を調査審議に関与させることができる。

2 前項の規定により調査審議に関与させる専門委員は、条例第11条第2項の規定により任命された者の中から会長が指名する。

3 前項の規定による指名は、いつでも取り消すことができる。

4 審査会は、相当と認めるときは、第1項の規定に基づく専門委員の関与を取り消すことができる。

(主張書面等の提出期限の通知)

第9条 会長は、審査会における調査審議の効率的な遂行に資するため、会議の開催に先立ち、主張書面又は資料（以下「主張書面等」という。）を提出すべき相当の期間を定めることができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議の後に、主張書面等を提出すべき相当の期間を定めることができる。

3 前2項の規定により主張書面等を提出すべき相当の期間を定めたときは、会長は、別記様式第3号の1、別記様式第3号の2又は別記様式第3号の3の書面により、法第81条第3項において準用する法第74条に規定する審査関係人（以下「審査関係人」という。）に通知する。

(審査会の開催前の調査等)

第10条 会長は、審査会における調査審議の充実及び効率的な遂行のため、必要があると認めるときは、会議の開催に先立ち、次に掲げる調査等を行うことができる。

(1) 知事（審査庁）に対し、諮問説明書の補充若しくは資料の提出を求め、又は口頭での説明を求め、その説明を聴取すること。

(2) 審査関係人に対し、法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の申立てを行う意思の有無を確認すること。

2 前項第1号の規定による諮問説明書の補充又は資料の提出の求めは、別記様式第4号の書面により、同項第1号の規定による口頭での説明の求めは、別記様式第5号の書面により行う。ただし、会長が相当と認めるときは、他の方法によることができる。

3 第1項第2号の規定による確認は、別記様式第6号の書面により行う。この場合において、当該書面の別紙として別記様式第10号の口頭意見陳述申立書（様式書面）を添付する。

4 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ各委員及び第8条第2項の規定による指名を受けた専門委員に対し、当該審査会の調査審議に必要な資料を配付する。

（主張書面等の提出の求め）

第11条 審査会は、法第81条第3項において準用する法第74条の規定により審査関係人に対し主張書面等の提出を求める旨の決定をしたときは、別記様式第4号の書面により、当該審査関係人にその旨を通知する。

2 前項の通知を行う場合には、当該主張書面等に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての意見を、あらかじめ別記様式第4号の別紙の書面により、聴くものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、審査会が相当と認めるときは、他の方法により、第1項の通知及び第2項の意見を聴取を行うことができる。

（口頭での説明の求め）

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、審査関係人に対し、口頭での説明を求めることができる。

2 前項の説明を求める場合には、別記様式第5号の書面により、当該審査関係人にその旨を通知する。

3 第1項の説明の聴取は、札幌市内で行うものとする。

4 第1項の説明に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内とする。ただし、審査会が必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 審査請求人及びその補佐人

(2) 参加人及びその補佐人

### (3) 審査庁の職員

(参考人の陳述又は鑑定求め)

第13条 審査会は、法第81条第3項において準用する法第74条の規定により、相当と認める者に事実若しくは意見の陳述を求め、又は鑑定を求める場合には、別記様式第7号又は別記様式第8号の書面により、当該相当と認める者にその旨を求める。

2 審査会は、前項の規定による求めに応じ鑑定を行った者（次項及び第19条において「鑑定人」という。）に対し、その鑑定の結果の書面又は口頭による報告を求める。

3 第1項の規定による求めを受けて陳述を行った者（以下この項及び第19条において「参考人」という。）に対しては所定の旅費を、鑑定人に対しては所定の旅費及び鑑定料を、それぞれ支給する。ただし、当該参考人又は鑑定人が、別記様式第9号の放棄書を提出して、旅費又は鑑定料を受ける権利を放棄した場合には、この限りでない。

(その他必要な調査)

第13条の2 審査会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の求めは、様式第9号の2の書面により行う。ただし、審査会が相当と認めるときは、他の方法によることができる。

3 第1項の求めに応じて意見の開陳に出席する関係行政機関の職員の人数は5人以内とする。ただし、審査会が必要があると認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定により意見の開陳をした職員に対しては、所定の旅費を支給する。ただし、当該職員が様式第9号の放棄書を提出して、旅費の受給を放棄した場合は、この限りでない。

(口頭意見陳述)

第14条 審査会は、必要があると認めるときは、審査関係人に対し、別記様式第6号の書面により、口頭意見陳述を行う意思の有無を確認することができる。

2 法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による口頭意見陳述の申立て（補佐人の同伴の許可に係る申立てを含む。次項において同じ。）は、別記様式第10号の口頭意見陳述申立書により行うものとする。

3 審査会は、口頭意見陳述の申立てがされた場合には、当該口頭意見陳述を行うか否か（補佐人の同伴の許可を行うか否かを含む。）を決定し、別記様式第11号又は別記様式第12号の書面により、当該申立てを行った審査関係人に通知する。

- 4 口頭意見陳述は、札幌市内で行うものとする。
- 5 口頭意見陳述に出席する者の人数は、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ5人以内とする。ただし、審査会が必要があると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 審査請求人及びその補佐人
  - (2) 参加人及びその補佐人
  - (3) 審査庁の職員
- 6 審査関係人が審査会において口頭意見陳述を行う時間は、20分以内とする。ただし、審査会が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- 7 口頭意見陳述において、会長は、第2項の申立てをした者が審査請求に係る事件の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。
- 8 口頭意見陳述において、会長は、前項に規定する場合のほか、口頭意見陳述を維持するため、当該口頭意見陳述を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命じる等適当な措置をとることができる。

(指名委員による調査)

第14条の2 法第81条第3項において準用する法第77条の指定に基づき、法第74条の規定による調査（以下この条において単に「調査」という。）をさせ、又は口頭意見陳述を聴かせる委員は、審査会に属する委員のうちから、当該委員に行わせる調査又は口頭意見陳述の聴取ごとに、審査会が指名する。指名する委員を変更する場合も、同様とする。

- 2 第11条から第14条まで、第18条及び第19条の規定は、前項の規定により指名された委員が調査又は口頭意見陳述の聴取をする場合について準用する。この場合において第11条から第14条まで及び第19条に「審査会」とあり、並びに第14条第7項及び第8項並びに第18条中「会長」とあるのは「第14条の2の規定により指名された委員」と、第18条中「第10条第1項第1号の規定による調査」とあるのは、「法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査又は口頭意見陳述の聴取」と読み替えるものとする。

(主張書面等の閲覧又は交付)

第15条 審査関係人は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による閲覧の求めは別記様式第13号の1の主張書面等閲覧請求書、同項の規定による交付の求めは行政不服審査法施行細則（平成28年北海道規則第36号）別記様式の提出書類等の写し等の交付請求書（以下「交付請求書」という。）により行うものとする。ただし、交付の求めに

あつては、当該交付の求めに先立ち、別記様式第13号の2の主張書面等交付申出書により、当該交付の内容について、あらかじめ審査会に申出を行うこととし、第3項の規定による交付の実施に係る通知の後に、当該交付の求めを行うものとする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求めは、電子情報処理組織（北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を同条及び北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号。以下「情報通信技術利用規則」という。）第4条の規定の例により使用する方法により行うことができる。
- 3 審査会は、審査関係人から第1項本文の規定により主張書面等閲覧請求書が提出された場合又は同項ただし書の規定により主張書面等交付申出書が提出された場合には、当該閲覧の求め又は交付内容の申出に係る主張書面等の閲覧又は交付についての意見を既に聴取している場合を除き、別記様式第14号の書面により、当該主張書面等の提出人に、当該閲覧又は交付についての意見を聴取する。
- 4 審査会は、第1項本文の閲覧の求め又は同項ただし書の交付内容の申出に係る主張書面等について、その提出人の当該閲覧又は交付についての意見も踏まえて、閲覧をさせ、又は交付をするか否かを決定し、別記様式第15号又は別記様式第16号の書面により、当該求めを行った審査請求人又は参加人（次条及び第17条において「審査請求人等」という。）に通知する。
- 5 審査会は、主張書面等の提出人から当該主張書面等の閲覧又は交付に反対する旨の意見が提出されている場合において、当該主張書面等について閲覧をさせ、又は交付をするときは、別記様式第17号の書面により、当該提出人にその旨を通知する。
- 6 法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する審査会が定める電磁的記録の閲覧の方法は、日時及び場所を指定して、審査会事務局（執務室）において、当該電磁的記録を審査会の専用機器により再生若しくは映写したもの又は用紙に出力したものにより実施する方法とする。

（送付費用の納付）

第16条 条例第18条の規定により主張書面等の送付を求める審査請求人等の当該送付に要する費用の納付は、交付請求書を提出する際に、当該費用に相当する郵便切手を同封して提



出することにより、行うものとする。

2 条例第18条の規定による主張書面等の送付の求めを次の各号に掲げる方法により行う場合には、審査請求人等の当該送付に要する費用の納付は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる方法の区分に応じ当該各号に定める方法をもってすることができる。

(1) 電子情報処理組織を情報通信技術利用条例第3条第1項及び情報通信技術利用規則第4条の規定の例により使用する方法 当該求めにより得られた納付情報により納付する方法

(2) 交付請求書を審査会に持参する方法 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2（第2号に係る部分に限る。）の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法  
（手数料の減免）

第17条 法第81条第3項において準用する法第78条第5項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等の条例第17条において準用する条例第4条第2項の規定による書面の提出は、第15条第1項ただし書の規定に基づく主張書面等交付申出書の提出の際に、併せて別記様式第18号の交付手数料減額（免除）申請書を提出することにより、行うものとする。

2 審査会は、審査請求人等から前項の規定による交付手数料減額（免除）申請書の提出があった場合には、減額又は免除を行うか否かを決定し、別記様式第19号又は別記様式第20号の書面により、当該審査請求人等に通知する。

（調査結果の説明等）

第18条 会長は、第10条第1項第1号による調査を行ったときは、その後に開催される最初の審査会の会議において、その結果を報告しなければならない。

（調査結果の記録の作成）

第19条 審査会は、鑑定人、参考人又は関係行政機関の職員からの口頭による説明又は意見の陳述若しくは開陳を聴取したときは、その要旨を記載した書面を作成しなければならない。

（調査審議の手続の併合又は分離）

第20条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したとき

は、審査関係人にその旨を通知しなければならない。

3 前項に規定する調査審議の手續の併合又は分離の通知は、別記様式第21号又は別記様式第22号の書面により行う。

(手續の承継に係る通知)

第21条 知事(審査庁)は、諮問に係る審査請求に係る事件について法第15条の規定による手續の承継があつたときは、速やかに、別記様式第23号の書面により、その旨を審査会に通知するものとする。

(諮問後の総代又は代理人の選任等に係る通知)

第22条 知事(審査庁)は、諮問の後に、総代又は代理人が選任され、又は解任されたときは、速やかに、別記様式第24号又は別記様式第25号の書面により、その旨を審査会に通知するものとする。

(答申方法)

第23条 答申は、知事(審査庁)に対し、別記様式第26号の書面を添えて、答申書を交付することにより行う。

2 答申書には、審査会の結論、判断の理由並びに審査会の名称及び委員の氏名を記載しなければならない。

3 審査会は、諮問事項の一部を分離することができる場合において、当該部分を分離して判断を示すことが調査審議手續の適正かつ効率的な運用に資するものと認めるときは、最終の答申をする前に、当該部分につき答申をすることができる。

(答申書の写しの送付等)

第24条 法第81条第3項において準用する法第79条の規定による審査請求人及び参加人への答申書の写しの送付は、別記様式第27号の書面を添えて、郵送により行う。ただし、別記様式第28号の受領書と引換えに答申書の写しを手交することを妨げない。

(答申書の更正)

第25条 審査会は、答申書に誤記その他表現上の明白な誤りがある場合には、会長にその職権により当該答申書の更正を行わせる。

2 前項の更正をしたときは、別記様式第29号の書面を添えて、その内容を知事(審査庁)に通知する。

3 前項の規定による通知をしたときは、別記様式第30号の書面を添えて、当該通知に係る書面の写しを審査請求人及び参加人に送付する。

### 第3章 補則

#### (調査審議手続の非公開)

第26条 審査会の調査審議の手続は、公開しない。ただし、口頭意見陳述、第12条第1項の規定による口頭での説明又は第13条第1項の規定による参考人の陳述については、審査会は、公開することを相当と認めるときは、当該手続を公開することができる。

#### (会議記録の作成・公表)

第27条 審査会の会議を開催したときは、開催日時及び場所、出席した委員及び専門委員の氏名、議事の項目、発言者、発言内容その他必要な事項を記録した議事録並びに議事要旨等を記した議事概要を作成しなければならない。

2 前項の議事概要は、北海道のホームページに掲載するとともに、総務部行政局文書課行政情報センター（以下「行政情報センター」という。）において一般の閲覧に供することにより、公表する。

#### (答申の内容の公表)

第28条 審査会が答申をしたときは、速やかに、その内容を北海道のホームページに掲載するとともに、行政情報センターにおいて一般の閲覧に供することにより、公表する。

#### (運営会議)

第29条 審査会は、条例第14条の規定に基づき調査審議の手続に関し必要な事項又は審査会の運営に関し必要な事項を協議するため、会議を開催する。

2 前項の会議は、運営会議という。

3 運営会議の定足数、議決及び委員の議事への参与については、法第81条第3項において準用する法第72条第2項の合議体の例による。

#### (ファクシミリによる書面の提出等)

第30条 審査関係人は、主張書面等を提出する場合には、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

2 審査会は、審査関係人から前項の規定によりファクシミリを利用して主張書面等が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該審査関係人に対し、送信に使用した書面の提出を求めることができる。

#### (様式の特例)

第31条 この要綱に定める様式については、会長が必要と認めるときは、その記載内容、形式等が当該様式と著しく均衡を失することがない限りにおいて、所要の調整をして使用する

ることができる。

(雑則)

第32条 この要綱に定めるもののほか、審査会の調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。